標茶町

発 行　標茶町農業委員会
編 集　広報委員会
広報委員長　熊谷　英二
副委員長　舟山　珠代
委　員　佐藤　松喜・渡邊　裕義
高松　俊男
川上郡標茶町川上４丁目２番地
電 話 485－2111(内線171·172)/FAX 485－4111

農業委員会だより

ー 十勝農業委員会連合会女性農業委員の会・根釧女性農業委員の会研修会の様子 ー

主な内容

北海道女性農業委員会組織と全国農業委員会
女性協議会との意見交換会に参加して……………………… P. 2
十勝農業委員会連合会女性農業委員の会・根釧
女性農業委員の会研修会について…………………………… P. 2
女性農業者の皆さんへ……………………………………………… P. 3
農地パトロール実施調査結果……………………………………… P. 3
標茶町農業委員研修会(オンライン研修)に参加して…… P. 3～4
農地転用は許可が必要です……………………………………… P. 4

農業委員会総会は毎月 25 日に開催を予定しています

■ 許可申請書、農用地利用集積計画の申出、現況証明願書は、当月の10日までに農業委員会に提出してください。

北海道女性農業委員会組織と全国農業委員会女性協議会との意見交換会に参加して

令和3年10月12日、北海道女性農業委員会組織と全国農業委員会女性協議会との意見交換会が、オンラインで役場中会議室において開催されました。最初に全国農業委員会女性協議会事務局の佐藤主事の司会進行で、参加者それぞれ自己紹介を行い、参加ブロックの女性委員の会の活動紹介を行いました。女性委員の登用における課題や、果たす役割など、日ごろの活動で感じていることについて、参加者同士で意見交換を行いました。女性委員の登用において、渡島女性農業委員の会の柏倉さんは、女性人数が少ない分、管内の女性農業委員を組織することで、課題共有や解決に向けての意見交換ができる様になったとのことです。コロナで交流が出来なくなったことで、より組織の大切さを感じているとのことでした。また、北海道農業会議の岡本さんは、コロナで研修ができないので、昨年度から、女性農業委員だよりを発刊して、女性委員の親しみやすさや女性登用例をたくさん紹介し、これからも農業委員さんに知らせていきたいと、心強く話されていたのが、私は感動して聞いていました。また、女性委員の活動の充実化を図るため、どうしたらよいか話し合いました。渡島の柏倉さんは、渡島女性農業委員の方も、酪農業がメインであるので、道内での根釧地区は、女性委員の登用率が高く研修事業として、根釧女性農業委員の会と交流を行いたいと話しておられました。根釧女性農業委員の会の石澤さんも、すばらしい提案であるので、ぜひ、その際は、相当交流したいと語っておられました。私も最初に渡島女性農業委員の会の日笠さんに活動の資料を送っていただいて、根釧女性農業委員会が出来たので、ぜひ、実現してほしいと思っています。

最後に、北海道農業会議の岡本さんより、女性委員向けの研修も充実させる予定ですので、積極的に参加をお願いしたいと話されていました。標茶町も3人の女性農業委員がいますので、男女共同参画社会の中で、女性だからできることを委員として、これからも頑張っていきたいと思います。早くコロナが落ち着き、普通の生活が出来るよう願うばかりです。

農業委員　甲斐やす子

意見交換会の様子

十勝農業委員会連合会女性農業委員の会・根釧女性農業委員の会研修会について

釧路、根室、十勝地区の女性農業委員の相互研鑽および資質向上、農業委員会活動充実、情報交換の場として、オンライン形式（ZOOM）による研修会が、2月1日、標茶町役場中会議室にて行われました。

本来ならば、講演会に意見交換と対面での開催予定でしたが、新型コロナウィルスの急激な感染拡大を受け、一同に会しての交流会は中止する事となりました。

当日は、根室地区が欠席となり、釧路、十勝のみの研修会になりました。

十勝地区9名、釧路地区8名の参加で始まりZOOMの画面には、スタンバイした各地区の農業委員の姿が映し出され、皆、マスクを着用し、画面越しの対面でしたが、離れている地域の女性農業委員が繋がることが出来ました。

まずは、自己紹介からで、主な農業経営としては酪農の方が多かったのですが、中立委員で活動されている方も半数くらいを占めていて、現根釧女性農業委員の会の会長も中立委員で釧路町で子ども食堂を立ち上げている方でした。今は、コロナ禍の中で、お弁当対応などで継続されているとのことでした。

産業振興にもつながる女性の中立委員は、色々なことにチャレンジされていると感じました。また、6次化産業として白糠町の農業委員の方は、酪農業の傍ら、ゴボウ茶を生産されていた様でした。今は、引き継いでいく後継者が無く休止していました。なかなか良い技術を持っていても、それを継承していくことが出来ないのが現状でした。

各農家が、代々受け継がれていく事も必要だと思う反面、後継者不足の難しさなどもあり、色々な制度も利用しながら何とか生き残っていける様、各農家の壁を越えて話ができる体制があればと思います。色々な農家の経営があると認識しながら良い方向性に向かうように、農業委員自身が自分に磨きをかけて相手に伝える、相手に話を聞いてもらえる、何かあったら頼られる存在が必要ではないかと感じました。もちろん知識と知恵と経験も必須であり、一人では無理なことでも、農業委員会が一丸となりチームプレイで解決すれば出来ないことはないと思いました。

引き続きの研修会では、農地法等についての講義が行われました。まずは、その土地が農地であるか否かを判断すること。土地の現況判断をする際には、登記地目を盲信することはせず、現場の見た目と利用管理状況に着目することが大切になります。

食料生産基盤である農地が国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源を守るため、農業

委員会の一員として農地利用の最適化を実現していく責務があると感じました。

今後、オンラインでの活動が進む世の中で、それに対応する新たな日常に向けての試みが求められる中、それに適応していく農業委員の活動も必要になっていくと思いました。

農業委員　舟山　珠代

オンラインで農地法等の説明を受ける様子

女性農業者の皆さんへ

「男女共同参画」という言葉を耳にするようになってから、女性に求められる期待は、大きい。私は男性だから、女性だからではなく、その人として、出来るかどうかの問題である。・・・との思いで、今回の会議に臨んだ。

令和3年度、全国の女性の農業委員会会長、会長職務代理者会議が、昨年の12月13日に、標茶町役場中会議室において、WEBでの研修会となりました。講師は駒澤大学の渡辺伊津子氏で、演目は「女性が農業委員会でリーダーシップを発揮するには」と題してありました。まず初めに「なぜ自分の行動を制限してしまうのか」については、先生曰く、農村女性の社会活動を阻む「気兼ね意識」とおっしゃっておられました。なるほど、ひと昔前までは、お嫁さん労働者かつ家庭を守る者とし、外出するにも時間がなかった。今や、機械化が進みスマート農業を目指す時代で、お嫁さんは、経営パートナーであり、別宅での暮らしが多い現在、「気兼ね意識」は薄れていると私は考えます。時間を作り、個人ではなく組織の中で活動現場を持ちませんか？まずはJA女性部の活動に参加して見聞を広げ、次世代へ継ぐためにも、農業の問題点を身近に感じ、意見を農業委員に参入してぶつけてください。問題意識を持つことが大切です。

次に、社会的役割は、男性中心と考えている。こうあるべき、という固定概念。リーダーは男性だ。という固定概念・・・私も、そう考えています。なぜその殻を破れないか。知識不足、経験不足です。土地のあっせん、売買は常に男性が参加、これからは、ご夫婦参加のあっせん委員会が、各地で行われるといいですね。土地の値段も解り、利便性を考えて、土地交換で集積も可能になるかもしれません。

疑問を持ったら声に出す。同じ意見でも、一人ひとりの言葉で音にする意見交換、話し合いが大切です。常に考え、持論を持ち、色々な視点から、標茶町の基幹産業を盛り上げましょう。

農業委員　森田　享子

農地パトロール実施調査結果

農業委員会では年間業務の一環である農地利用状況調査を、雪の降る前10月に、4班に分かれて調査を実施しました。

今回は、贈与税の納税猶予を受けている農地について重点的に見て回りました。

調査結果としては、総体的には適正に管理されていると確認しました。

そんな中、経営規模拡大に伴い一区画面積の拡大で、排根の除去、傾斜地の均平などで、近年多発している集中豪雨などで出来る水掘れが散見されます。非常に危険を伴う事故に繋がる恐れがあるので注意していただきたい。

また、経営の基盤である採草地は、外来種であろう植生に侵され、収量の妨げになっていると思われます。定期的な草地更新による増収に努めていただき、安定飼料確保、堅実経営に成るように努めていただきたい。

早く新型コロナが収束して平穏な日常が来るのを願うばかりです。

農業委員　澁谷　洋

標茶町農業委員研修会（オンライン研修）に参加して

令和3年10月25日に標茶町農業委員会主催による、委員を対象としたオンライン研修会が役場中会議室にて開催されました。

事務局を含め16名の参加のもと、北海道農業会議より農地・担い手担当部長三本義輝様をオンラインで講師に招き、農業委員会業務に関する研修を行いました。

内容は、「農業委員会の業務について」「農地法について」「農業委員農地利用最適化推進委員として気をつけること」の3点を中心としたもので、農業委員の役割や許可判断の基準、法令遵守の徹底意識を1期目の委員からベテラン委員まで、共有できる内容で進められました。

新型コロナウィルス感染症の影響により、各種研修会の中止が相次ぐ中、全国的にオンラインでの研修が普及し始めています。この度、初めてのオンライン研修の試みでありましたが、知識を深める機会となったことには変わりはありません。

コロナ禍で大勢の人が集まることができず、今回は標茶町農業委員会単独での実施で、会議室も密にならず、これまで札幌市などを中心とした開催場所も、移動距離が少なく時間もかからず参加しやすくなりました。

今後、通信網が整備されていくこと

で、自宅から参加することもできます。また若い経営者も参加しやすくなることでょう。

この先もコロナ禍でこのような形での研修や会議が主流になっていくと考えられますが、積極的に参加し、委員活動へ生かしていくことができるよう努めていきたいと思います。

農業委員　津野　斉

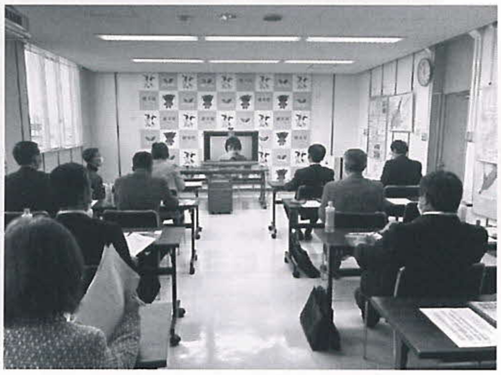

標茶町農業委員研修会の様子

牛乳・乳製品の消費拡大にご協力ください！

新型コロナウィルスの感染拡大の影響を受け、牛乳・乳製品の消費減少が懸念されます。

標茶町の基幹産業である酪農を守るため、ご家庭での積極的な消費をお願いいたします。

★農地転用は許可が必要です　まずは農業委員会に相談を

◆農地転用に関する法律

農地の転用に関する法律には、**農地法**（標茶町農業委員会対応）と**農振法**（標茶町農林課対応）の２つの法律があり、それぞれに申請し、許可を受ける必要があります。

ここでは、農地法について説明します。

◆農地転用ってなに？

農地に農家住宅や農業施設（牛舎・格納庫等）を建設したり砂利を採取するなど、農地を農地以外の用途に使うことを「**農地転用**」といい、実施前に農業委員会の許可が必要となります。

◆許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら？

許可を受けないで無断で農地を転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり工事の中止や原状回復等を命令される場合があります。（農地法第51条）また、罰則の適用があります。

※農地法第６４条：個人の場合、３年以下の懲役又は300万円以下の罰金

農地法第６７条：法人の場合、１億円以下の罰金

◆農地を転用できない施設とは？

農地法では、農業に資する施設［後継者住宅、農業用施設（格納庫、牛舎、堆肥場等）］以外転用することはできません。

編集後記

世界的なコロナ禍の中で、３年を迎えております。社会生活や、経済活動が大きく制約されてる中で、今まで築き上げた物事が変わってしまうようにも感ずるこの頃です。

昨年から生乳の需給緩和中での生産抑制、そして消費拡大への取り組みなど、酪農経営を取り巻く状況は大きな正念場を迎えております。この様な時こそ、酪農家、組織、行政などが、ひとつになり乗り越えていきたいものです。

農業委員会の中でも、今、「標茶町農業経営基盤強化促進基本構想」の見直しについて意見を交わしました。

今、農業の新しい取り組みとして、持続可能な農業、ＳＤＧｓやカーボンニュートラルなどの考え方が重視されてきております。酪農は循環農業の理想とする形であると思うのです。そんな状況の中では、広大な農用地を持つ本町は、大きな財産であると思います。

私達、農業委員会も、農用地が有効活用されるよう微力ではありますが活動していきたいと思う今日この頃です。

広報委員　佐藤　松喜

全国農業新聞

毎週金曜日発行　Ｂ３版８～10頁
購読料：月 700 円［送料、税込み］

全国農業新聞は農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。
「週刊」の時間を生かし、わかりやすくまとめています。
さらに全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。
購読のお申し込みは農業委員会事務局まで。